最終更新日:2015年7月10日

レンゴー株式会社
代表取締役会長兼社長　大坪　清
問合せ先:06-6223-2371　総務部
証券コード:3941
http://www.rengo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスについては、「真理は現場にある」という基本理念のもと、権限の委譲、意思決定の迅速化を図りながら、現在の取締役、監査役制度を一層強化することで、さらに充実させていきたいと考える。
また、株主、投資家へは、迅速かつ正確な情報開示に努めることにより、経営の透明性を高めていく。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	37,102,000	13.69
日本製紙株式会社	13,197,800	4.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	11,699,000	4.32
株式会社三井住友銀行	9,562,844	3.53
住友生命保険相互会社	6,958,400	2.57
三井住友海上火災保険株式会社	6,305,000	2.33
農林中央金庫	5,965,929	2.20
住友商事株式会社	5,264,650	1.94
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,671,000	1.35
レンゴー社員持株会	3,357,253	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

この他、当社保有の自己株式23,398,659株(8.63%)がある。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中野健二郎	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野健二郎	○	京阪神ビルディング(株)代表取締役社長 中野健二郎氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。同氏は、過去において、株式会社三井住友銀行の役員でありましたが、平成22年6月に退任しております。当社は同行との間で資金の借入れ等の取引を行っており、平成27年3月31日現在における当社の同行からの借入残高は約190億円(当社借入金残高に対する比率約11.7%)であります。また、同行の当社に対する議決権行使比率は3.9%であり、当社の主要株主には該当しておりません。	経営者としての幅広い見識と豊富な経験等を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役をお願いしております。 株式会社三井住友銀行は当社の主要な取引先でありますが、当社は複数の大手金融機関と取引を行っており、同行からの借入は当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではありません。また、中野健二郎氏は同行を平成22年6月に退任されております。 従いまして、当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しますので、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、内部監査部門および会計監査人は、相互に監査計画の調整、監査結果報告等を行うことで連携を強化している。
また、各事業所・連結子会社から提出される報告書の閲覧を相互に行うことで、監査内容の確認、今後の監査計画策定に寄与している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井上育穂	他の会社の出身者										△			
横山進一	他の会社の出身者							△						
石井淳蔵	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上育穂	○	井上育穂氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。同氏は、過去において、住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）の役員でありましたが、平成19年6月に退任しており、当社は同行との間で資金の借入れ等の取引を行っております。平成27年3月31日現在に	金融機関で培われた幅広い見識と豊富な経験から取締役の職務執行を監査していただくため、選任をお願いしております。 当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しますので、独立役員として選任しておりま

		おける当社の同行からの借入残高は約76億円（当社借入金残高に対する比率約4.6%）であります。	す。
横山進一	○	横山進一氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。同氏は、過去において、住友生命保険相互会社の役員でありましたが、平成26年7月に退任しております。当社は同社との間で資金の借入れ等の取引を行っており、平成27年3月31日現在における当社の同社からの借入残高は約77億円（当社借入金残高に対する比率約4.7%）であります。また、同社の当社に対する議決権行使比率は2.7%であり、当社の主要株主には該当しておりません。	経営者としての幅広い見識と豊富な経験から取締役の職務執行を監査していただくため、選任をお願いしております。住友生命保険相互会社は当社の取引先でありますが、当社は複数の大手金融機関と取引を行っておりますので、同行からの借入は当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではありません。また、横山進一氏は同社を平成26年7月に退任されております。 従いまして、当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
石井淳蔵	○	該当事項ありません。	神戸大学名誉教授であり、現在、流通科学大学学長として活躍され、経営学に関する深い知識と幅広い見識を有していることから取締役の職務執行を監査していただくため、選任をお願いしております。 当社としては、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しますので、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、業績、成果に応じて一定の算定基準に基づいて支給している。
特段のインセンティブを付与することは現時点では考えていない。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告において、社内取締役および社外取締役の別に各々の報酬の種類別総額を開示している。
また、有価証券報告書において、報酬の総額が1億円以上である取締役について個別の開示を行っている。
平成27年3月期における取締役の報酬等の額は、取締役19名に対して684百万円（うち社外取締役2名に対して16百万円）である。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役の報酬に関する社会的な動向、当社の業績、従業員給与との衡平その他報酬水準の決定に際し、斟酌すべき事項を勘案のうえ、兼務する執行役員の役位に応じて決定している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

平成18年5月16日開催の取締役会にて「会社法における内部統制システム構築の基本方針」について、決議を行った。その中で、監査役を補助する体制について、監査役会の下に監査役室を置き、必要な人員を配置することとした。
なお、監査役室所属の従業員は、監査役会および監査役の指揮命令の下で職務を遂行することとなる。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社として、取締役の任期を1年とし、社外取締役を選任するとともに、社外監査役を含めた監査役による監査体制により、経営の透明性の向上と経営監督機能の強化を図っている。監査役監査は、常勤監査役2名および社外監査役3名が取締役の職務執行ならびに当社および子会社の業務や財政状況を監査している。なお、監査役の機能強化に関する取組状況については、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」および「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」を参照ください。現状の体制の概要は下記のとおりです。
(1) 取締役会の一層の活性化を図り、経営環境の変化に迅速に対応した意思決定を行うため、取締役の員数を削減するとともに、経営の意思決定・監督機能および業務執行機能の強化を目的として、平成19年4月1日より執行役員制度を導入している。
(2) 取締役会以外に、原則として、毎月1回以上、経営幹部会、社内役員会(常勤の役員が出席)、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化により、効率的な職務の執行を行っている。
(3) 常勤の監査役のうち1名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項、重要稟議事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席している。
(4) 監査役は、実効的な監査を遂行するため、取締役社長と定期的な意見交換を実施している。
(5) 会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任している。同監査法人および当社監査を執行した業務執行社員と当社の間には、特別な利害を有する事項はない。
期末のみならず期中においても、本社・各事業所・連結子会社において定期的に会計監査を受けている。監査を受けた各事務所・連結子会社は、内部監査と同様に、指摘事項および発生原因、今後の対策等につき、速やかに監査部管掌役員宛に報告書を提出している。
平成27年3月期において業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 業務執行社員川井一男および今井康好の2名であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士20名およびその他16名である。
(6)平成18年6月に成立した金融商品取引法により、平成20年4月以降に開始する事業年度から、財務報告に係る内部統制の有効性を評価する内部統制報告書の提出が義務づけられた。財務に関する情報の適正性を確保するための体制を構築するため、平成20年4月1日付で監査部を新設した。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社として、上記のような体制を採用することにより、経営の透明性の向上と経営監督機能の強化を図っている。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会22日前に発送している。（平成27年）
電磁的方法による議決権の行使	平成23年6月開催の定時株主総会から電磁的方法による議決権の行使を導入している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成23年6月開催の定時株主総会から株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算・本決算において、決算説明会を実施し、同説明会において、代表者が経営方針等を説明している。	あり
IR資料のホームページ掲載	ニュースリリース、決算短信、アニュアルレポート、決算説明会資料を掲載している。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務・IR部IR課（専属担当者2名）にてIR活動を実施している。	
その他	定期的にアナリスト、機関投資家向けに当社施設見学会を実施している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ経営理念にて規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、環境・安全衛生部にて実施しており、活動状況は、毎年「環境・社会報告書」において開示している。また、CSR活動については、平成17年1月にCSR委員会を設置し、推進体制を発足させている。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社取締役会において決議した「会社法における内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

【会社法における内部統制システム構築】
1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
(1) 取締役の職務の執行に係る次の文書は、関連資料とともに10年間保存する。取締役および監査役は、随時、これらの文書を閲覧できるものとする。
1) 株主総会議事録
2) 取締役会議事録
3) 経営幹部会資料
4) 計算書類
5) その他取締役会が決定する文書
(2) 前項に掲げる文書の保存部門、保存および管理の方法等は、社内規程に定める。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
(1) 経営品質の向上と将来のリスクの低減あるいは回避などを目的に、平成17年1月に代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置した。コンプライアンス、環境、災害、品質、情報等に係るリスク管理については、各担当部門およびCSR委員会の下部組織である倫理、環境、安全衛生、CS(顧客満足)、広報の5つの委員会が協力して、社内規程の制定、マニュアルの作成等を行うとともに、全社的状況の監視を行うものとする。
(2) 取締役会は、前項の取組み状況について、各部門を管掌または担当する取締役および各委員会の委員長から報告を受けるとともに、必要に応じて改善策等を審議、決定する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
(1) 取締役会以外に、原則として、毎月1回以上、経営幹部会、社内役員会(常勤の役員が出席)、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化により、効率的な職務の執行を行う。
(2) 取締役会において、執行役員を選任し、効率的な職務の執行を行う。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
(1) 役員、従業員は、「高い倫理観を持ち法令遵守を徹底し、常に誠実に行動する」ことなどを定めた経営理念に基づき、法令、定款および社会規範を遵守した行動をとる。
(2) CSR委員会の下部組織である各委員会は、それぞれ組織横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、関係部門を通じてその対策を具体化し実践する。また、倫理委員会は、関係部門と協力して、役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修等を適宜行う。
(3) 法令違反、不正行為の防止ならびに早期発見のため、業務遂行上の職制ルートとは別に、従業員が直接情報提供を行うための手段として内部通報制度(名称:企業倫理ヘルプライン)の、さらなる充実と従業員への周知を図る。
(4) 取締役、監査役、内部監査を担当する部門は、コンプライアンス上の問題を発見したときは、速やかに関係部門に通知し、再発の防止を図る。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
(1) 当社のグループ会社の、業務の適正を確保するための体制の整備を推進する担当部門は、関連事業担当部門とする。
(2) グループ経営会議において、経営上の重要事項およびリスク管理の徹底を図るとともに、関係部門が協力して、グループ会社の役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修や情報の提供を適宜実施する。
(3) 当社のグループ会社の取締役等は、意思決定、その他職務権限に関する基準に基づき、効率的な職務の執行を行う。
(4) 当社監査役による、グループ会社の取締役の職務執行の監査を実施する。
(5) 業務の適正を確保するため、当社の社内規程に基づいて、グループ会社における一定の事項は、当社の承認を求め、または報告を行うよう関連事業担当部門を通じて義務づける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
(1) 監査役会の下に、監査役室を置き、必要な人員を配置する。
(2) 監査役室所属の従業員は専任とし、監査役会および監査役の指揮命令の下で職務を遂行する。
(3) 監査役室所属の従業員の人事考課、人事異動を行う場合は、人事部長は事前に監査役会に意見を求めるものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
(1) 常勤の監査役のうち1名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項、重要稟議事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席する。
(2) 取締役は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、取締役会、監査役会、経営幹部会ならびに社内役員会に報告する。
(3) 取締役および従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。
(4) 当社のグループ会社の役員および従業員は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、適時、適切な方法により監査役に報告する。
(5) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項について
(1) 監査役は、実効的な監査を遂行するため、代表取締役社長と定期的な意見交換会を実施する。
(2) 内部監査を担当する部門は、会計監査人および監査役会と、相互に監査計画の調整、監査結果の報告等を行う。
(3) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制について
反社会的勢力排除のため、情報を当社グループ内で共有するとともに、地域社会と協力し、警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、毅然とした対応を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

上記1.「9. 反社会的勢力排除に向けた体制について」に記載のとおりであります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年6月28日開催の第139回定時株主総会における株主の皆様のご承認のうえ、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入した。その後、平成22年6月29日開催の第142回定時株主総会および平成25年6月27日開催の第145回定時株主総会における株主の皆様のご承認のうえ、更新した。
なお、詳細は、平成25年5月9日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご確認ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（適時開示体制の概要）
当社は、投資家に適時・適切な会社情報の開示を行うため、以下のとおりに適時開示すべき情報を取り扱っている。

（1）情報の重要性に鑑みて適時開示対象か否かの判断は、広報部が総務部、経理部、経営企画部、財務・IR部、当該案件担当部署と連携して行っている。

（2）適時情報開示に該当する会社情報は、代表取締役社長、情報開示責任者の確認・承認後、総務部を通して速やかに行う。

以上の流れの概略図は別紙のとおりである。

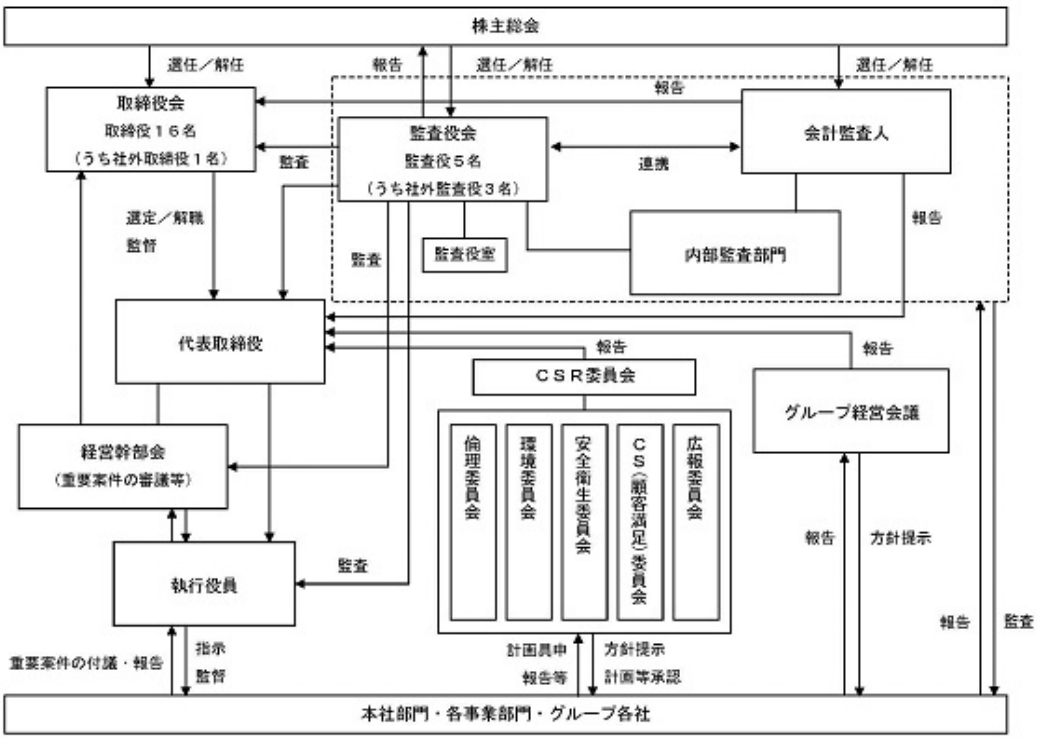

〈概略図〉

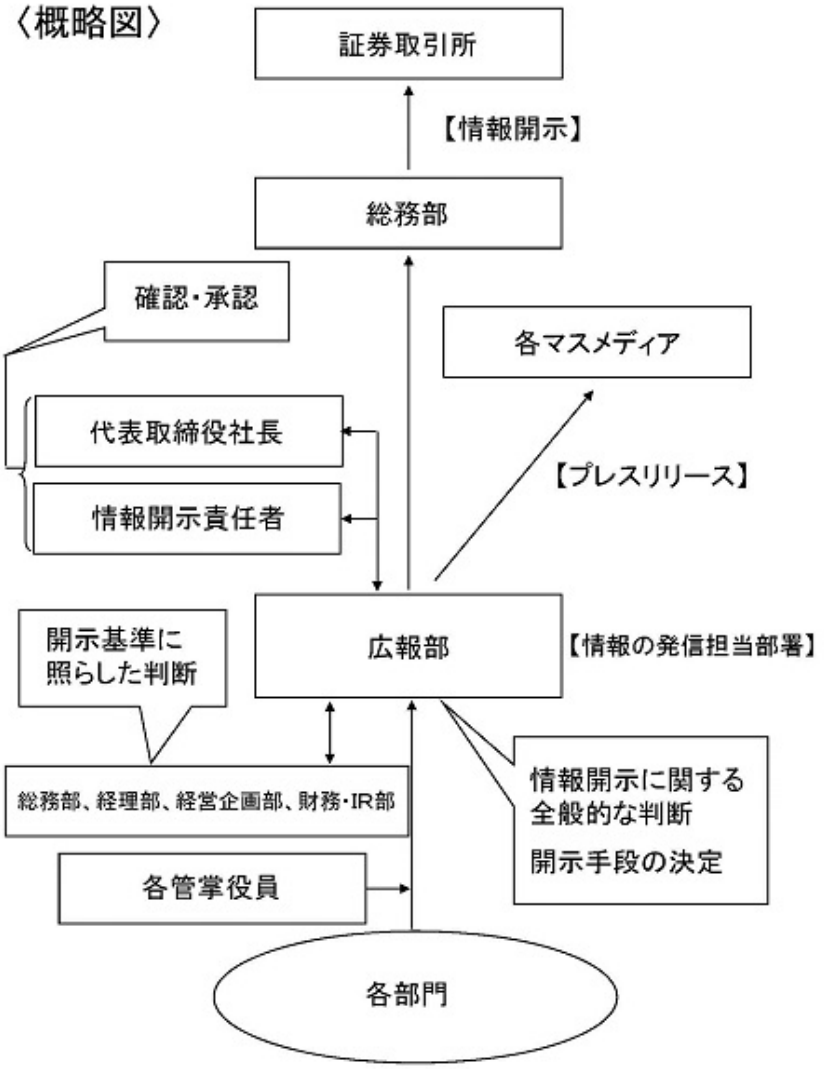
証券取引所
【情報開示】
総務部
確認・承認
各マスメディア
代表取締役社長
情報開示責任者
【プレスリリース】
開示基準に
照らした判断
広報部
【情報の発信担当部署】
総務部、経理部、経営企画部、財務・IR部
情報開示に関する
全般的な判断
開示手段の決定
各管掌役員
各部門